

山運輸第97号
山運整第76号
令和5年6月15日

管内バス事業者 各位

山形運輸支局支局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車(バス)の定期点検について(適用期間の終了)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車(バス)の定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを山形運輸支局輸送・監査部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることについて、その取扱いを、令和5年6月30日まで延長しているところです。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」における「新型コロナウイルス感染症」の位置づけが5類感染症となったことを踏まえ、本取扱いを下記の通りとします。

記

1. 本取扱いの適用期間及び休車対象車両の追加について

本取扱いの適用期間は、令和6年3月31日までとする。なお、現在、山形運輸支局輸送・監査部門に対し「車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離」を記載したリストを提出することにより、当該車両の定期点検実施の義務を免除しているところであるが、令和5年7月1日以降、当該リストへの車両の追加を受け付けられないこととする。

また、適用期間終了に際して、事業者に対し、リストの更新(支局への連絡)は求めないものとする。

2. 適用期間終了までの休車車両に対する措置について

本取扱いの適用を受けている全ての車両(適用期間終了の日までに抹消登録するも

のを除く。) について、適用期間終了の日までに整備管理規程に基づいた必要な点検整備（3月点検又は12月点検等）を計画的に実施すること。この場合において、長期間稼働しなかった車両については予期せぬトラブルが発生することも考慮した上で確実に実施すること。

以上